

電子提供措置の開始日2023年11月30日

# 第78回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## 連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

株式会社 アジアゲートホールディングス

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 主要な連結子会社の名称  
NC MAX WORLD(株)  
(株)SPACE HOSTEL  
(株)ハンドレッドイヤーズ  
(株)FAIRY FOREST  
(株)NSアセットマネジメント

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度において、株式の売却により株式会社NSインシュアランスを連結の範囲から除外いたしました。

#### (4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 棚卸資産

- ・ 商品 先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 販売用不動産 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

①2008年9月30日以前に取得したものと  
主として定額法を採用しております。

②2008年10月1日以降に取得したものと  
定率法を採用しております。

建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用して  
おります。

③2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につ  
いては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～29年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 5～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における  
見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しておりま  
す。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権につ  
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ  
いては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して  
おります。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結  
会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来利用される  
と見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付に係る負債  
及び退職給付費用

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退  
職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方  
法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義  
務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであ  
ります。

- イ. 仲介・販売手数料 不動産売買における仲介は、売主と買主の間に立って条件交渉及び取引成立に向けた調整を行い、不動産売買契約を成立させ、不動産の引き渡しまでをサポートする事業であります。宅地建物取引業法で規定される媒介契約に基づき、契約成立に向けた重要事項説明書・契約書の作成・説明及びそれに付随する業務を行い、最終的な不動産の所有移転までに必要な一連の専門業務に関する一切の業務について履行義務を負っております。そのため、当該履行義務は媒介契約の目的物である不動産が買主へ引き渡された時点をもって媒介契約が完了し、履行義務が充足されるため、当社が受領する不動産売買における仲介手数料は、売主から買主への不動産引き渡し完了時点において収益を計上しております。
- ロ. 不動産販売 不動産販売において当社は、顧客との不動産売買契約書に基づき目的不動産の引き渡しを行う義務を負っております。不動産売買契約後、顧客から不動産売買契約で定めた売買代金を受領すると同時に、対象不動産を引き渡すことをもって履行義務が充足されるものであるため、顧客への対象不動産の引き渡し完了時点において収益を計上しております。
- ハ. ヘルスケア事業 ヘルスケア事業は、サプリメント及び医薬部外品並びに化粧品をECサイト等を利用して国内外の消費者へ販売を行っております。顧客である消費者から注文された商品を引渡す履行義務を負っており、収益を認識する時点は、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であるため、代替的な取扱いを適用し商品の出荷時に収益を認識しております。
- ⑥ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理 控除対象外消費税等については発生連結会計年度の費用として処理しております。
- ロ. グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 983,554千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

買収時に識別したのれんについて、償却期間5年とした償却を実施した残存価額を、連結貸借対照表の無形固定資産に計上しております。

また、減損の判定を行っており、経営環境の著しい悪化等の減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしております。

- ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の判定に必要な将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した事業計画をもとに算定しております。

- ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

被取得企業ののれんについては、当該事業計画の仮定に変更が生じることで、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合は、減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 279,561千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、グループ各社の過年度の業績等に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異等に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、グループ各社における翌年度以降の業績計画の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定しております。当該見積りには過年度の業績計画の達成状況を考慮しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

#### 4. 追加情報

該当事項はありません。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 47,344 千円

(2)担保に供している資産

定期預金 10,000 千円

販売用不動産 417,915 千円

---

計 427,915 千円

(3)担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 385,536 千円

長期借入金 3,772 千円

---

計 389,308 千円

#### 6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 83,366千円

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	167,942,851株	2,100,000株	-株	170,042,851株

(注) 当連結会計年度における増加は新株予約権の行使によるものです。

### (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

	第6回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	51,400,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来しているものを記載しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ・金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は自己資金及び銀行借入によって賄っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### ・金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、期日管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に管理する体制をとっております。

買掛金は事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来いたします。

借入金 は運転資金に係る銀行借入であり、資金繰表を作成するなどの方法により、リスクを管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるものであるため、時価と帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	389,308	388,810	△497
負債計	389,308	388,810	△497

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下のレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。



②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金含む）	－	388,810	－	－
負債計	－	388,810	－	－

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

	報告セグメント			合計 (千円)
	リアル エステート 事業 (千円)	ヘルスケア 事業 (千円)	不動産 コンサル ティング事業 (千円)	
一時点で移転される財	9,734,019	707,711	16,773	10,458,504
一定の期間にわたり移転される財	－	－	6,548	6,548
顧客との契約から生じる収益	9,734,019	707,711	23,321	10,465,052
その他の収益	120,977	－	－	120,977
外部顧客への売上高	9,854,997	707,711	23,321	10,586,030

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度においては重要性がないため記載を省略しております。

## 10. 企業結合に関する注記

(子会社株式の譲渡)

当社は、2023年3月31日付で、当社が発行済株式の100%を保有する連結子会社「株式会社NSインシュアランス」の発行済株式のすべてを譲渡いたしました。

### 1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

先方との取り決めにより非開示とさせていただきます。

(2) 分離した子会社名称及び事業の内容

子会社名称：株式会社NSインシュアランス

事業の内容：不動産コンサルティング事業

(3) 事業分離を行った主な理由

今後の当社グループ経営を慎重に検討した結果、全株式の譲渡を決定いたしました。

(4) 事業分離日

2023年3月31日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	37円19銭
(2) 1株当たり当期純利益	6円21銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

ストックオプションとしての新株予約権の発行

当社は、2023年11月24日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社及び当社連結子会社の従業員に対し、下記のとおり株式会社アジアゲートホールディングス第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

### I. ストックオプションとして本新株予約権を発行する理由

当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることと同時に、行使条件に2024年9月期における連結営業利益が、当該事業年度において設定した条件を達成することを盛り込むことにより、当社及び当社連結子会社の従業員に対して、連結営業利益の目標達成による企業価値の向上、及び株価の上昇を達成させる事を目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は4,750,000株であり、当社の本日時点における発行済株式総数170,042,851株の約2.7%に相当します。本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

### II. 本新株予約権の発行要領

#### (1) 本新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 10名 11,500個

当社子会社従業員 10名 36,000個

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、

付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の数

47,500個（本新株予約権1個当たり 当社普通株式100株）

なお、上記総数は割当予定数であり、引受の申込がなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した場合には、実際に割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の振込価額または算定方法

本新株予約権1個当たりの発行価額は、61円とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価（47円）、行使価額（47円）、ボラティリティ（53.67%）、行使期間（3年）、リスクフリーレート（0.086%）等の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した金額と同額としたものである。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額(行使価格)

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、上記（2）に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2023年11月22日）での東京証券取引所における当社株式の終値である金47円とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、以下の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が合併等を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年1月1日から2027年12月31日までとする。

但し、2027年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は行使期間において、以下の条件を達成した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

当社が開示した2024年9月期における有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、連結営業利益が16億円を超過している

場合にのみ、新株予約権者が付与された新株予約権のうち100%（端数切捨て）を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。なお、行使条件を連結営業利益16億円超とした理由について、グループ一丸となって取り組むことにより達成可能な目標であること、また、従業員の目標達成への意欲を刺激するとともに、従業員が納得して取り組むことを想定し設定する。

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収合併についての吸収分割契約、もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が、上記（7）の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 本新株予約権者がその保有する本新株予約権者の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり無償で取得することができる。
- ④ 当社が会社法第171条第1項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（8）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記（9）に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(12) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(14) 申込期日

2023年12月17日

(15) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
2023年12月29日

(16) 新株予約権の割当日  
2023年12月29日

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 棚卸資産

- ・ 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価引下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

イ、2008年9月30日以前に取得したものの定額法を採用しております。

ロ、2008年10月1日以降に取得したものの定率法を採用しております。

建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

ハ、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～20年
工具、器具及び備品	5～8年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定方法は簡便法によっております。

##### ③ 関係会社事業損失引当金

関係会社に対する投資等の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び債権金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

##### ④ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該



履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

不動産販売

不動産販売において当社は、顧客との不動産売買契約書に基づき目的不動産の引き渡しを行う義務を負っております。不動産売買契約後、顧客から不動産売買契約で定めた売買代金を受領すると同時に、対象不動産を引き渡すことをもって履行義務が充足されるものであるため、顧客への対象不動産の引き渡し時点完了において収益を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ・ グループ通算制度の適用                      グループ通算制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	5,361,229千円
--------	-------------

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化又は超過収益力の減少により実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理する方針としております。なお、市場価格のない関係会社株式の一部については、超過収益力を反映した実質価額で取得しております。

- ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかの判断は、当該関係会社の事業計画及び財務内容等を基礎としております。

- ③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該事業計画の仮定に変更が生じることで、各関係会社の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類の損益に影響を与える可能性があります。

(関係会社貸付金)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社貸付金	1,857,052千円
貸倒引当金	831,247千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社貸付金の評価において、財務内容に問題があり、過去の経営成績又は将来の事業計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性がある場合には、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

- ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社貸付金の評価は、当該関係会社の事業計画及び財務内容等を基礎としております。

- ③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該事業計画の仮定に変更が生じることで、各関係会社の損益が悪化した場合には、翌事業年度の財務諸表の損益に影響を与える可能性があります。

#### 4. 追加情報

該当事項はありません。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	302 千円
(2) 区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	329,880 千円
短期金銭債務	11,218 千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	－ 千円
仕入高	－ 千円
その他の営業取引	28,083 千円
営業取引以外による取引高	365,619 千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	202株	-株	-株	202株

## 8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の主な発生原因は、繰越欠損金、貸倒引当金等であり、繰延税金資産について同額の評価制引当金を計上しているため、貸借対照表には計上していません。

繰延税金負債の主な発生原因は未収利息であります。

## 9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 企業結合に関する注記

連結注記表 10. 企業結合に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (税抜)	科目	期末残高 (千円) (税抜)
子会社	NC MAX WORLD(株)	直接所有 100	資金の援助 役員の兼任	資金の借入	500,000	関係会社短期借入金	300,000
				支払利息	432	その他流動負債	32
				その他の営業費用	34,200	—	—
				法人税等	320,005	その他流動資産	320,005
子会社	(株)NSアセット マネジメント	直接所有 100	資金の援助 役員の兼任	その他の営業費用	△777	—	—
				資金の貸付	499,031 33,000	関係会社短期貸付金 1年内回収 予定の関係会社長期貸付金 ※2	499,031 33,000
				受取利息	10,439	関係会社未収入金 ※2	2,682
子会社	(株)ハンドレッド イヤーズ	直接所有 100	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	900,021 310,000 115,000	関係会社短期貸付金 1年内回収 予定の関係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金 ※2	900,021 310,000 115,000
				受取利息	13,647	関係会社未収入金 ※2	4,213
子会社	(株)SPACE HOSTEL	直接所有 100	役員の兼任	その他の営業費用	4,226	関係会社未収入金 ※2	4,226

※1 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

※2 貸倒引当金を831,247千円計上しており、当事業年度において163,811千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。また、関係会社事業損失引当金を11,439千円計上しております。

**12. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	41円90銭
(2) 1株当たり当期純損失	2円17銭

**13. 重要な後発事象に関する注記**

ストックオプションとしての新株予約権の発行

連結注記表 12.重要な後発事象に関する注記 と同一の内容になります。